

以下は地区/複合地区の次回大会に関する重要な情報です。

投票を行う代議員について	1
国際付則第9条3項 - クラブ代議員の算出方法	2
国際理事会方針書第5章B項1 - グッドスタンディング	3
国際付則第6条5項 - 代理投票	3
代議員算出例	4
複合地区/地区大会でクラブに割り当てられる代議員数	5

投票を行う代議員について

有資格会員数報告リストには、貴地区/複合地区の大会が開かれる月の前月1日の時点で、少なくとも1年と1日各クラブに在籍している会員数が示されています。このリストを参照し、グッドスタンディングの各クラブから何人の代議員が次回大会にて投票できるかをご確認ください。

ライオンズクラブ国際協会に対し滞納金のあるクラブの代議員は、リストのF欄に表示されている滞納金額が完納されたことを確認できるものを地区ガバナーが受け取るまで、投票することができません。クラブは、それぞれの大会の議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までであれば滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができます。代議員資格証明締切り時までの日数が15日を切ってから支払いが届いた場合には、投票できないというクラブの状況は変わらないことになります。支払いは通常の送金方法に従って行ってください。支払いを証明するものを受け取ったら、クラブ口座に入金処理が行えるよう、速やかに国際本部に送付していただかなければなりません。送金方法は国際協会ウェブサイトに掲載されています。大会の15日前までに受取勘定及びクラブ口座サービス課に問い合わせ、滞納しているクラブの最新の支払い状況について調べるとよいでしょう。できるだけ早く問い合わせることが、支払いに関する問題の解決につながります。

下半期半年分国際会費（1月～6月分）の請求に先立って滞納金を理由とする停止処分を受けたクラブの場合、まず過去の滞納金を全額支払うことで停止処分の解除を受け、その上で下半期の会費を支払ってはじめてグッドスタンディングとなることができます。この金額はリストのF欄「Amount Required To Be Paid In Order To Vote（投票できるようにするために清算が必要な残高）」に記載されています。いかなるクラブも、地区（単一地区、準地区、暫定地区、及び複合地区）の大会で投票する資格を得るためには半期分会費を完納する必要があります。クラブがグッドスタンディングであるかどうかは、受取勘定及びクラブ口座サービス課（630-203-3820）に照会すれば確認できます。

リストのA欄には、「Voting Status」（投票できるかどうかを判断するためのクラブ状況）が記されています。「Voting Status*」は以下の通りです。

- 1 グッドスタンディング
- 2 ステータスクオ
- 3 現在、滞納金を理由とする停止処分中

- 4 グッドスタンディングとなるためには支払いが必要
- ** クラブが投票できるようにするためにはF欄の金額の支払いが必要
- # 投票するためには国際本部の承認が必要

国際付則第9条3項 - クラブ代議員の算出方法

国際付則第9条3項には、地区大会への代議員の資格について下記の通り定められています。

協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員一人及び補欠一人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。但し各クラブは、少なくとも一人の代議員及び一人の補欠を出席させる権利を持つ。更に各地区(単一、準、複合)は、それぞれの地区会則及び付則に規定を明記することにより、上記クラブ代議員割当て数とは別に、地区内クラブに所属する各元地区ガバナーに代議員としての資格を与えることができる。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項で言う過半の端数とは、5人以上のことである。新しく結成されたクラブ及び大会開会前に新会員を加えたクラブのためには、国際本部で記録された日に少なくとも1年と1日クラブに在籍していた会員数に基づいて、代議員の数が定められる。クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングになることができる。

国際理事会は、この条項において生じるいくつかの特別な状況について、下記の通り説明しています。

- **転入会員**が少なくとも1年と1日、受入先クラブの会員である場合には、クラブの代議員数計算のためにその転入会員を計算に入れることができる。
- **再入会員**が総計1年と1日以上、再入したクラブの会員であったことを条件に、クラブの代議員数計算のためにその再入会員を計算に入れることができる。
- **新しく結成されたクラブ**の場合、結成から1年と1日経つまでは一人の代議員と一人の補欠代議員を出すことができる。その後の代議員数は、クラブに1年と1日在籍している会員の数に基づく。
- **ステータスクオオまたは滞納金を理由とする停止処分から解除されたクラブ**の場合には、ステータスクオオまたは滞納金を理由とする停止処分から解除された際に少なくとも1年と1日在籍していた会員数に基づいて、代議員数が決まる。但し、ステータスクオオまたは滞納金を理由とする停止処分から解除されたクラブは最低一人の代議員と一人の補欠代議員を出すことができる。

国際理事会方針書第5章B項1 - グッドスタンディング

国際理事会方針書には、クラブ代議員の算出方法に適用される「グッドスタンディングのクラブ」の定義が下記の通り示されています。

1) グッドスタンディング

グッドスタンディングのクラブとは、

- a) ステータスクオ又は滞納金を理由とする活動停止になっていない。
- b) 国際会則及び付則、並びに理事会方針の規定に沿って運営されている。
- c) 下記を達成している。
 - 1) 地区(単一、準、及び複合)会費が完納されており、
 - 2) 国際会費の未納分がUS\$10.00を超えておらず、かつ、
 - 3) ライオンズクラブ国際協会のクラブ口座に、US\$50.00を上回り、90日を超過した未納残高がない。

ライオンズクラブ国際協会は、クラブが「グッドスタンディング」であるか否かの異論が生じた場合に、これを決定する権利を持ちます。

国際付則第6条5項 - 代理投票

「代理投票は、クラブ、地区(単一、準、複合)、並びに協会において厳格に禁止される。」

代議員算出例

以下は、代議員の算出方法を適用した例です。

- 例1. ある地区が2016年4月に地区大会を開催する。その地区内に、2016年3月1日付国際本部の記録で、少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員が25名いるクラブがある。このクラブは3名の代議員と3名の補欠を4月の地区大会に出席させる権利を持つ。
- 例2. ある地区が2016年4月に地区大会を開催する。23名の会員を有するクラブが、2015年3月に2名の新会員を入会させた。このクラブは、2015年3月のクラブ会員報告書で入会の報告をして、2015年4月1日付で国際本部に記録された。このクラブは、2名の代議員と2名の補欠を出席させる権利を持つ。2016年4月の地区大会の時点で、このクラブは25名の会員数を有するが、2016年3月1日付国際本部の記録において、新会員は1年と1日以上このクラブに在籍していないため、代議員資格を得るための会員数には数えられない。
- 例3. ある地区が2016年4月15日に地区大会を開催する。23名の会員を有するクラブが、2015年3月31日に2名の新会員を入会させた。このクラブは2015年3月のクラブ会員報告書で新会員入会の報告をして、2015年4月5日付けで国際本部に記録された。このクラブは、2016年の地区大会において、2名の代議員と2名の補欠を出席させる権利を持つ。大会開催時に、1年と1日以上在籍する会員の数は25名であるが、2016年3月1日付国際本部の記録では1年と1日以上このクラブに在籍している会員数は23名のみだからである。
- 例4. ある地区が2016年4月15日に地区大会を開催する。23名の会員を有するクラブが2015年2月1日に2名の新会員を入会させた。この新会員入会に関して、2月のクラブ会員報告書で報告をし、2015年3月5日付けで国際本部に記録された。このクラブは3名の代議員と3名の補欠を2016年4月の地区大会に出席させる権利を持つ。大会が開かれる月の前月1日にあたる2016年3月1日付国際本部の記録では、少なくとも1年と1日このクラブに在籍する会員数が25名だからである。

複合地区/地区大会でクラブに割り当てられる代議員数

会員数	割当代議員数
1～14	1
15～24	2
25～34	3
35～44	4
45～54	5
55～64	6
65～74	7
75～84	8
85～94	9
95～104	10
105～114	11
115～124	12
125～134	13
135～144	14
145～154	15
155～164	16
165～174	17
175～184	18
185～194	19
195～204	20
205～214	21
215～224	22
225～234	23
235～244	24
245～254	25
255～264	26
265～274	27
275～284	28
285～294	29
295～304	30

国際付則第9条第3項及び理事会方針書第17章（会員）A項3に定められているとおり、割当代議員数は、大会が開かれる月の前月1日付の国際本部の記録に示されたクラブの会員数に基づいて計算されます。